

名古屋市教育委員会定例会

令和元年 5 月 10 日
午後 3 時 30 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 請願第 1 号 請願審査について
日程 2 第 7 号議案 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について
日程 3 第 8 号議案 令和元年度歯科衛生優良校等の表彰について

出席者

鈴木 誠 二 教育長
小栗 成 男 委 員
船津 静 代 委 員
梶 田 知 委 員
西 淵 茂 男 委 員

教育次長始め、事務局員 26 名 ※傍聴者 6 名

(鈴木教育長)

お待たせしました。ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 3「令和元年度歯科衛生優良校等の表彰について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思います。また、会議録につきましてもこの件につきましては、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それではこれより、日程第 1 請願第 1 号「請願審査について」を議題といたします。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がございましたので、会議の運営上5分以内で陳述を許可したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(鈴木教育長)

それでは、請願第1号の陳情人の方、前の方へお願いいたします。

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた】

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

以上で、口頭陳述を終了といたします。

それでは審査に入ります。まずは事務局からの説明をお願いいたします。

(樋口総務課長)

日程第1「請願審査について」ご説明させていただきます。

請願項目については次の5点でございます。

一つ目は、「小学校教員全員に、教科書用展示会場で見本本を十分に調査研究できる時間を保障すること」を求めるものでございます。

令和元年度（2019年度）の小学校教科用図書の採択においては、教務主任、各教科担当を中心にできる限り多くの教員で、綿密な調査研究ができる十分な時間をかけて調査研究を行っていただくよう、各学校をお願いしているところでございます。

二つ目は、「教科書採択会議の傍聴者制限を廃止し、希望者が全員傍聴できるような広い会場、例えば、現教育館なら2階講堂、教育センター講堂等で開くこと」を求めるものでございます。

教育委員会会議について多数の傍聴が見込まれる場合は、事務局説明員の精選や、会議運営に支障のない範囲において、できるだけ広い会議室を確保するなどの工夫をしておりますが、必ず全員が傍聴できるよう保障することは難しいと考えております。

三つ目は、「傍聴者へ採択資料、最低限でも小学校からの調査研究報告書の内容を集計した表と調査専門委員会報告書を配付すること」を求めるものでございます。

教育委員会でご審議いただく資料及び議事内容の確定に時間を要することなどにより、傍聴者用のものを用意することは事務手続き上大変困難な状況でございます。

また、採択に関わる資料等につきましては、県より採択期間終了となる8月31日までは非公開とするよう言われておりますので、9月1日以降に市民情報センターへ配架する

予定でございます。

四つ目は、「教科書展示会で投函された市民の意見・感想を、採択に当たって尊重するとともに、他の採択資料同様に、西庁舎情報センターで、氏名を除いて、常時公開すること」を求めるものでございます。

教科書採択において「市民の声」は一つの要素となっております。令和元年度（2019年度）におきましても、昨年度同様、すべての「市民の声」を採択における資料として、教育委員に提供してまいります。

なお、教科書センターにおける「市民の声」は、愛知県教育委員会の管轄するところであり、問い合わせたところ、情報公開を前提としていないということでございます。

五つ目は、「調査専門委員は設置基準に則り、小学校勤務の教員から選任すること」を求めるものでございます。

調査専門委員は、「名古屋市小・中学校教科用図書調査専門委員会設置基準」に則り、小・中学校の校長及び教諭若干名を教育委員会が委嘱しております。令和元年度（2019年度）についてもこれまで同様、設置基準に則って委嘱をしてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（西淵委員）

最初に書かれておりましたように、小学校教員全員に教科書展示会場で見本本を十分調査研究できる時間を保障することということは、名古屋市の教科書採択は、非常に現場の先生方の意見をよく聞いて、そのうえで教育委員会で議論してですね、採択してきたという経緯があるというふうに私は思っております。確かに傾聴に値する事柄だというふうに思うんですけれども、見本本冊数の制限があったり、先生方も展示調査会場に出かけて、研究する時間を保障していただいて、そしてその必ず小学校の場合はこの教科書っていうのではなく、行ったら、手に取る時間はあるというふうに、私が教員やとるときにそんなような調査研究した覚えがあるんですけれども、現実的にはどうなのかということをご質問したいと思っておりますがいかがでしょうか。

（加賀指導室長）

今委員がおっしゃられましたとおり、小学校現場もなかなか授業の合間をぬって、行っているという事情もありますけれども、基本的には、ほとんどの教員が時間には制約がございますし、委員のご指摘のとおり、見本本も制約がございますけれども、その会場に出向きですね、学年等を分担しながら、教科等も分担しながら、手に取ってみていると、いったのが現状でございます。ただ、一日中そこにいるといったことは、なかなか会場の都合上できませんので、1時間なら1時間という制約の中で、工夫をしながらやっている状況でございます。

(西淵委員)

是非そういうことを現場の先生方にも、調査研究に当たってご指導いただいて、教育委員会が、必要な調査研究ができるように進めていただけたら、というふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。

(小栗委員)

傍聴人の件なんですけども、先ほど人数の制限とかもおありになると言っていたんですが、教育委員会によってはですね、かなり多数の傍聴人があったということも実際に我々が研修に行ったとき、聞いたりしてるんですけれども、その本市としては、ある程度の人数を制限していくことは、ほんとに必要なのかどうかとか、その手配とか段取りとか、いろいろ大変なこともあると思うんですが、実際ご要望いただいていることに対しては、我々以前も検討して増やしたりしてきたと思いますけれども、再度どういうふうに考えていくのかなっていうことをお伺いしたいんですけれども。

(樋口総務課長)

教育委員会会議につきましては、通常につきましては定員 10 人ということで、お席等も確保しているというところがございます。ただ、内容ですとか、その関心度の高い低いというところによって、できる限りの配慮をしているところがございます。同じこの委員さん、事務局職員が集まりやすいような場所の中で、別の大きな会議室を用意したり、あるいは教育館を使ったというようなこともございます。

そういった中で、過去で言いますと、定員を 2 倍の 20 人にしたり、あるいは 40 人にしたりと、いうようなところまでは、その時の内容に応じて努力してきているところがございます。それについては、今回の件につきましても努力していきたいと考えております。

(小栗委員)

たまたま資料を拝見させていただきますと、何名かの方が抽選に漏れたというふうに書いてあった、ということはそれだけのニーズがあったということも考えられると思うんですが、何人までという、もし規約が無いのであれば、そこのところはちょっと一考してもいいかなという気がしたんですがどうでしょうか。

(樋口総務課長)

可能などところでさらに広げたい、ということは考えられるかと思えます。

(鈴木教育長)

できるだけ多くの方に入っていただけるような所でできるよう努力したいと思います。
他によろしいでしょうか。

はい、それでは、本請願の取扱いについてでございますが、第1項目、第2項目、第3項目、第4項目の内の「市民の意見・感想を、採択に当たり尊重すること」、及び5項目目については、来年度の小学校使用教科用図書の採択に向けて、適切な手続きと円滑な会議運営を事務局へ求め、「意見としてうけたまわる」としてはいかがでしょうか。

なお、4項目目における「市民の意見・感想を公開すること」については、「市民の意見・感想」が愛知県教育委員会の所管する文書であり、名古屋市教育委員会の所管するものではないことから、「不採択」としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(鈴木教育長)

それでは、ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次の議題に移ります。日程第2第7号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

第7号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。

経済的理由によって、就学が困難な児童生徒に対する就学援助の費目に卒業アルバム及び卒業記念写真の購入費を加えるという、内容でございます。

これは、今年度より国の就学援助の補助金の対象費目に卒業アルバム代等が加わる事になり、本市でも、就学援助の費目に卒業アルバム代等を追加するものでございます。

施行期日は令和元年9月1日でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見もないようですので、日程第2第7号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」につきましても、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(鈴木教育長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、これより日程第 3 へ移ります。これ以降の議事は非公開となりますので、傍聴人の方々は退席をお願いいたします。

日程第 3 からは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 54 分終了